

○学校法人東京家政学院学長の給与の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京家政学院の東京家政学院大学長（以下「学長」という。）の給与についての学校法人東京家政学院給与規則（以下「給与規則」という。）の特例を定める。

(給与の種類)

第2条 学長に支給する給与は、給与規則第2条の規定にかかわらず、本俸、調整手当、通勤手当及び期末手当とする。

(本俸及び調整手当の月額)

第3条 学長の本俸及び調整手当の月額は、給与規則第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

本俸月額991千円、調整手当月額118千円

(期末手当)

第4条 期末手当は、給与規則第24条の規定にかかわらず、6月1日、12月1日及び3月1日（この条において「基準日」という。）に在職する学長に支給する。

2 期末手当の年額は、本俸及び調整手当の月額の5.5月分とし、6月に2.0月分、12月に3月分及び3月に0.5月分をそれぞれ基準日における本俸及び調整手当の月額を基準として支給する。

3 基準日の前日までの在職期間が次に定める期間に満たない学長の期末手当の額は、前項の規定により計算した額にその期の全日数に対する在職日数の割合を乗じて得た額とする。

6月1日を基準日とする期末手当 3月

12月1日を基準日とする期末手当 6月

3月1日を基準日とする期末手当 3月

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(暫定的措置)

第2条 当分の間、第2条、第3条及び第4条第2項の規定は、第2条中「本俸、調整手当」とあるのは「本俸」と、第3条中「本俸及び調整手当の月額」とあるのは

「東京家政学院大学長 本俸月額991千円、調整手当月額118千円

「本俸月額」と、

筑波学院大学長 本俸月額906千円、調整手当月額108千円」

「東京家政学院大学長 906千円

とあるのは

筑波学院大学長 843千円」

手当の月額」とあるのは「本俸月額」と読み替えて適用する。

2 この規則の施行の際その本俸月額が前項の規定による読替後の本俸月額を超える者の本俸月額は、前項の規定にかかわらず、現に支給している額とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年10月17日から施行し、第2条の規定による改正後の俸給表は、平成17年7

月27日から適用する。

- 2 学校法人東京家政学院学長の給与の特例に関する規則（平成16年11月1日施行）第4条第2項中「5月分」を「5.5月分」に、「12月に2.5月分」を「12月に3月分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年6月23日から施行し、平成20年7月1日より適用する。

(暫定的追加措置)

第2条 当分の間、第2条、第3条及び第4条第2項の規定は、第2条中「本俸、調整手当」とあるのは「本俸」と、第3条中「本俸及び調整手当の月額」とあるのは「本俸月額」と、

「東京家政学院大学長 本俸月額991千円、調整手当月額118千円

筑波学院大学長 本俸月額906千円、調整手当月額108千円」

とあるのは、

「東京家政学院大学長 843千円 筑波学院大学長 783千円」

と、第4条第2項中「本俸及び調整手当の月額」とあるのは「本俸月額」と読み替えて適用する。

附 則

この学校法人東京家政学院学長の給与の特例に関する規則は、学校法人東京家政学院学長の給与の特例に関する規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 当分の間、平成23年6月23日施行附則2に規定する「本俸月額」の調整手当月額を本俸月額相当額の12%から5%に引き下げる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。